

令和元年生駒市議会（第3回）定例会議案

令和元年6月13日

生 駒 市

令和元年生駒市議会（第3回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 2 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 3 号	平成30年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	3～4
報告第 4 号	平成30年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	5
報告第 5 号	平成30年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	6
報告第 6 号	平成30年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書	7
議案第 35 号	令和元年度生駒市一般会計補正予算（第1回）	8～14
議案第 36 号	令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	15～18
議案第 37 号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 38 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	20～31
議案第 39 号	生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	32～34
議案第 40 号	生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 41 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 42 号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	37～39
議案第 43 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	40～41
議案第 44 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42～47

議案番号	議 案 名	頁
議案第 45 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第 46 号	民事調停の申立てについて	49
議案第 47 号	財産の取得について	50
議案第 48 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について	51

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和元年6月13日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

平成31年2月8日（金）午後4時25分頃

2 事故発生場所

生駒市西菜畑町地内

3 損害賠償額

97,200円

4 事故の概要

公用車で西菜畑町地内のマンションを訪問中、車両後部と排気口ダクトが
接触し、当該マンションの排気口ダクトを損傷させたもの

令和元年5月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 30 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入			
						国県支出金	地方債	その他	
総務費	総務管理費	鉄道施設バリアフリー整備事業	25,199,000	25,199,000				6,552,000	18,647,000
		児童福祉費	1,668,000	1,668,000		1,668,000			
民生費	児童福祉費	児童福祉経費	1,668,000	1,668,000		1,668,000			
		農業費	7,916,000	7,750,000		7,669,000			81,000
産業経済費	商工費	プレミアム付商品券事業	6,446,000	6,446,000		6,446,000			
		橋梁予防保全事業	9,498,000	9,497,600		5,223,680	3,800,000		473,920
土木費	道路橋梁及び河川費	橋梁耐震化事業	109,235,000	79,235,000		37,667,968	33,900,000		7,667,032
		企業誘致関連道路整備事業	14,800,000	14,800,000		4,400,000	3,900,000		6,500,000
土木費	河川水路改修事業	道路新設改良事業	48,700,000	48,700,000		12,274,740	16,000,000		20,425,260
		まちづくり推進事業	4,279,000	1,992,240					1,992,240
土木費	都市計画費	公園整備事業	3,780,000	3,780,000					3,780,000
		北部地域整備促進事業	25,160,000	24,287,000		6,479,200			17,807,800
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	13,716,000	13,716,000		9,716,000			
		中学校施設整備事業	1,056,234,000	1,056,234,000		142,678,000	364,900,000		366,204,000
教育費	中学校費	中学校施設整備事業	605,865,000	605,865,000		120,375,000	240,700,000		138,113,000
		幼稚園施設整備事業	147,300,000	147,300,000		39,655,000	39,600,000		48,203,000

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
災害復旧費	土木災害復旧費	道路河川災害復旧	13,910,000	9,861,000		9,800,000		61,000	
	農業施設災害復旧費	農地災害復旧事業	3,200,000	3,200,000			1,600,000		

令和元年6月13日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成30年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	収入 特定財源 地方債	財源 その他	
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	402,000,000	398,000,000		102,630,000	295,200,000		170,000

令和元年6月13日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成30年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	円 239,400,000	円 55,008,000	円 160,111,000	円 0	円 72,471,000	円 87,640,000	円 24,281,000	円 0	

令和元年6月13日提出
生駒市長 小柴雅史

平成30年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る繰越する財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	配水場電気設備更新事業	円 140,000,000	円 90,000,000	円 0	円 90,000,000	円 0	円 90,000,000	円 90,000,000	円 0	円 0	

令和元年6月13日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和元年度生駒市一般会計補正予算（第1回）

平成31年度生駒市一般会計予算は、令和元年度生駒市一般会計予算とし、令和元年度生駒市の一般会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,627千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,833,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月13日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,269,806	8,714	5,278,520
	2 国庫補助金	610,112	8,714	618,826
16 県支出金		2,823,692	3,556	2,827,248
	2 県補助金	713,185	3,556	716,741
18 寄附金		107,062	50,000	157,062
	1 寄附金	107,062	50,000	157,062
20 繰越金		100,000	-143	99,857
	1 繰越金	100,000	-143	99,857
21 諸収入		958,290	2,500	960,790
	4 雑入	946,070	2,500	948,570
歳 入 合 計		38,769,000	64,627	38,833,627

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,971,837	2,500	3,974,337
	1 総務管理費	2,829,036	2,500	2,831,536
3 民生費		15,517,195	3,413	15,520,608
	1 社会福祉費	6,446,144	3,413	6,449,557
5 産業経済費		524,079	8,714	532,793
	2 商工費	329,230	8,714	337,944
8 教育費		4,333,160	50,000	4,383,160
	5 社会教育費	1,055,241	50,000	1,105,241
歳 出 合 計		38,769,000	64,627	38,833,627

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 産業経済費国庫補助金	123,770	8,714	132,484	2 商工費補助金	8,714	プレミアム付商品券事業補助金
計	610,112	8,714	618,826			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	627,598	3,556	631,154	1 社会福祉費補助金	3,556	介護人材確保対策支援補助金
計	713,185	3,556	716,741			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育費寄附金	12,435	50,000	62,435	2 社会教育費寄附金	50,000	図書館費寄附金
計	107,062	50,000	157,062			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	100,000	-143	99,857	1 繰越金	-143	前年度繰越金	
計	100,000	-143	99,857				

[単位 千円]

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 雑入	944,637	2,500	947,137	4 雑入	2,500	自治総合センターコミュニティ助成金	
計	946,070	2,500	948,570				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		区分	金額	説明
				一般財源				
				補正額	財源の他			
8 市民活動費	128,142	2,500	130,642		2,500 (諸)	19 負担金補助及び交付金	2,500	コミュニティ助成事業補助金
計	2,829,036	2,500	2,831,536		2,500			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		区分	金額	説明
				一般財源				
				補正額	財源の他			
6 介護保険費	1,487,739	3,413	1,491,152		3,556 (県補)	8 報償費	1,894	謝礼
						9 旅費	100	普通旅費
						11 需用費	250	消耗品費
						12 役務費	112	通信運搬費
						13 委託料	1,200	講演会等開催委託料
						28 繰出金	-143	介護保険特別会計繰出金
計	6,446,144	3,413	6,449,557		3,556			

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	財源		区分	金額	
					地方	その他			
2 商工振興費	200,341	8,714	209,055	8,714 (国補)			11 需用費	1,088	印刷製本費
				8,714			13 委託料	7,021	プレミアアム付商品券事業委託料
							18 備品購入費	605	事務用備品
計	329,230	8,714	337,944	8,714					

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	財源		区分	金額	
					地方	その他			
3 図書館費	388,228	50,000	438,228		50,000 (寄)		25 積立金	50,000	図書館整備基金
					50,000				
計	1,055,241	50,000	1,105,241		50,000				

[単位 千円]

令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成31年度生駒市介護保険特別会計予算は、令和元年度生駒市介護保険特別会計予算とし、令和元年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ741千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,581,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月13日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,656,815	-285	1,656,530
	2 国庫補助金	260,436	-285	260,151
5 県支出金		1,220,825	-143	1,220,682
	2 県補助金	71,889	-143	71,746
7 繰入金		1,396,547	-313	1,396,234
	1 一般会計繰入金	1,381,295	-143	1,381,152
	2 基金繰入金	15,252	-170	15,082
歳 入 合 計		8,582,734	-741	8,581,993

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		462,840	-741	462,099
	2 包括的支援等事業費	207,894	-741	207,153
歳 出 合 計		8,582,734	-741	8,581,993

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地域支援事業包括的支援等交付金	80,040	-285	79,755	1 現年度分	-285	
計	260,436	-285	260,151			

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業包括的支援等交付金	40,020	-143	39,877	1 現年度分	-143	
計	71,889	-143	71,746			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地域支援事業包括的支援等繰入金	40,020	-143	39,877	1 現年度分	-143	
計	1,381,295	-143	1,381,152			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	15,252	-170	15,082	1 介護給付費準備基金繰入金	-170	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
計	15,252	-170	15,082			

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 包括的支援等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明		
				特定地方債	財源その他				区分	金額
					国県支出金	繰入金				
1 包括的支援事業費	196,014	-741	195,273	-428 (国補)	-143 (繰入)	-170	8 報償費	-350 謝礼		
計	207,894	-741	207,153	-285 (県補)	-143	-170	11 需用費	-391 消耗品費 印刷製本費		

[単位 千円]

議案第 37 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和51年4月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表図書館整備基金の項中 「

140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年
-------------	--------	-------

」

を

140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年
50,000,000	故 木田ツヤ子氏相続人	平成31年

 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第28条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第29条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改

め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第29条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第30条第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第16条の6に次の3項を加える。

2 奈良県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 奈良県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第16条の8の規定により読み替えられた第89条の6第1項の納期限（納期

限の延長があったときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第16条の6を附則第16条の6の2とし、附則第16条の5の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の6 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第16条の10第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第16条の10に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第89条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車

の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第17条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)A	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)B	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自

自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)A	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)B	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)A	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)B	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第17条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽

自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第17条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号

指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車税が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１７条の２第１項中「第４項」を「第５項」に改める。

(生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第３条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年３月生駒市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち、生駒市税条例附則第１６条の５の次に６条を加える改正規定を次のように改める。

附則第１６条の５の次に次の５条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第１６条の６ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、奈良県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第１６条の７ 市長は、当分の間、第８９条の８の規定にかかわらず、奈良県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第１６条の８ 第８９条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「奈良県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の9 市は、奈良県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として奈良県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の10 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第89条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第89条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

第2条のうち、生駒市税条例附則第17条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第4条 生駒市税条例等の一部を改正する条例(平成30年6月生駒市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、生駒市税条例第45条第1項の改正規定中「及び第11項」

を「、第 1 1 項及び第 1 3 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 1 0 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 1 2 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 1 2 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第 1 0 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 7 5 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 1 5 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第 1 3 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 0 項の申告につき第 1 3 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第4条 公布の日

(2) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(3) 第1条中生駒市税条例第28条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第29条の2、第29条の3及び第30条第1項の改正規定並びに次条の規定

令和 2 年 1 月 1 日

(4) 第 2 条 中生駒市税条例第 1 4 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和
3 年 1 月 1 日

(5) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 5 条の規定 令和 3
年 4 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例（次項及び第 3 項
において「2 年新条例」という。）第 2 8 条第 6 項の規定は、同号に掲げる規定
の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出
する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に
令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、な
お従前の例による。

2 2 年新条例第 2 9 条の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、前条
第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき生駒市税条例第 2 8 条
第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 2 9 条の 2 第 1 項及び第
2 項に規定する申告書について適用する。

3 2 年新条例第 2 9 条の 3 第 1 項の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の
日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律
第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号。以
下この項において「新所得税法」という。）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公
的年金等（新所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）につ
いて提出する 2 年新条例第 2 9 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用す
る。

第 3 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例第 1 4 条第
1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の

市民税について適用し、令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第４条 別段の定めがあるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例（以下「元年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２ 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第５条 附則第１条第５号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート及び」を削る。

別表第3の1の表備考第2項中「使用料又は」を削り、同表備考第3項中「使用料又は」を削り、同項に次の1号を加える。

- (4) 市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者

別表第3の1の表備考第4項中「使用料又は」を削り、同項第1号中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第5項中「使用料及び」を削り、別表第3の2の表備考第2項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等

」に改め、同表備考第3項第1号を次のように改める。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の3の表中「大人」の次に「(障がい者等を除く。以下同じ。)」を、「小人」の次に「及び障がい者等」を加え、同表備考第7項中「使用料及び」を削り、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項中「使用料又は」を削り、同項第1号を次のように改め、同項を同表備考第6項とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の3の表備考第4項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、「使用料又は」を削り、同項を同表備考第5項とし、同表備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者をいう。

別表第3の4の表備考第1項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第2項第1号を次のように改める。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の5の表中「小人」の次に「及び障がい者等」を加え、同表備考中第4項を第5項とし、第3項第1号を次のように改め、同項を同表備考第4項とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の5の表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者

保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者をいう。

別表第3の6の表備考第1項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第2項第1号を次のように改める。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の7の表を削り、別表第3の8の表を別表第3の7の表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市体育施設条例第8条第2項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

議案第 40 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年12月生駒市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律
第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月生駒市条例第29号）の
一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることが
できる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場
合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除
き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人の保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に
改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市介護老人保健施設条例の一部改正)

第1条 生駒市介護老人保健施設条例（平成13年6月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第1号中「3, 240円」を「3, 300円」に改め、同項第2号中「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

(生駒市自動車駐車場条例の一部改正)

第2条 生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に改める。

(生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の一部改正)

第3条 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例（平成28年10月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「600円」を「610円」に、「3,600円」を「3,670円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「700円」を「710円」に、「4,200円」を「4,280円」に、「63,000円」を「64,170円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「15,000円」を「15,280円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「12,000円」を「12,220円」に、「180,000円」を「183,330円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「9,000円」を「9,170円」に、「135,000円」を「137,500円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「90,000円」を「91,670円」に改める。

(生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例（平成27年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「12,960円」を「13,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第2中「3,780円」を「3,850円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の生駒市自動車駐車場条例別表の規定は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)以後に徴収する駐車料金について適用し、施行日前に徴収する駐車料金については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例別表の1の表の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金(生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例第11条第1項に規定する利用料金をいう。)について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 第4条の規定による改正後の生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金(生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例第1条に規定する利用料金をいう。)について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 43 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「28,080円」を「23,400円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,400円」とあるのは、「32,760円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,400円」とあるのは、「45,240円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 44 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条
例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の項中「平成20年12月10
日生駒市告示第225号」を「平成31年3月18日生駒市告示第53号」に改
める。

別表第2生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部一般住宅地区（B）の項を
次のように改める。

一般 住宅 地区 (B)	生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部一般住宅 地区(A)の項に掲げる建築物以外の建築物	130 平方メ ートル					
-----------------------	---	-------------------	--	--	--	--	--

別表第2 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の一部一般住宅地区（B）の項の次に次のように加える。

一般住宅地区(C)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の一部一般住宅地区(A)の項に掲げる建築物(同項第8号に掲げるものを除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に掲げるものを除く。)	200 平方メートル						
一般住宅地区(D)								
複合住宅地区(E)	次に掲げる建築物 (1) 工場(別表第3(う)項に掲げるもので2階以下の部分をその用途に供するものを除く。) (2) 自動車教習所 (3) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (4) 法別表第2(と)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前3号に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。							
複合住宅地区(F)	次に掲げる建築物 (1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) 集会場							
駅前商業業務地区(G)	次に掲げる建築物 (1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (4) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (5) 工場(別表第3(う)項に掲げるものを除く。) (6) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各号に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。							

<p>駅前 商業 業務 地区 (H)</p>	<p>次に掲げる建築物 (1) 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部駅前商業業務地区(G)の項に掲げる建築物(同項第6号に掲げるものを除く。) (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。) (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 集会場 (7) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各号に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。</p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

民事調停の申立てについて

下記のとおり民事調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 申立ての相手方の住所及び氏名

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
● ● ● ●

2 申立ての趣旨

平成30年7月3日午後8時30分頃、生駒市元町1丁目地内の生駒2号歩行者専用道上に本市が設置し、及び管理する金属製ベンチが破損したことにより、同ベンチに着座した相手方が転倒し、負傷した事故に関し、本市が相手方に対して支払うべき損害賠償の相当額を求めるもの

3 申立て後の遂行の方針

この調停において目的を達することができない場合には、本市が相手方に対して支払うべき損害賠償の相当額を求めて訴えを提起することができる。

令和元年6月13日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 47 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 68,750,000円
- 3 契約の相手方 大阪府吹田市豊津町1番31号 由武ビル5階C号室
長野ポンプ株式会社 大阪営業所
所長 東野敏行
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

令和元年6月13日提出

生駒市長 小紫雅史

議案第 48 号

生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を委嘱し、及び任命したいから、生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 委嘱する者

住 所 生駒市西旭ヶ丘1番2号
氏 名 伊 木 まり子
生年月日 昭和31年3月9日

2 任命する者

住 所 京都府相楽郡精華町●●●●●●●●
氏 名 福 田 一 仁
生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和元年6月13日提出

生駒市長 小 紫 雅 史